

○育児休業職員の職務復帰時における号俸の調整について (通知)

平成4年8月5日

海幕人第4060号

平成21年8月4日海幕人第6271号〔第1次改正〕

海上幕僚監部人事教育部長から各部隊の長・各機関の長あて

育児休業職員の職務復帰時における号俸の調整について（通知）

標記について、下記によるほか、復職時等における号俸の調整に関する通達（海幕人第2761号。48.6.1）を準用して実施することとされたので通知する。

記

人事発令の書式は、次のとおりとし、勤務記録表及び勤務記録表抄本への記載は朱書するものとする。

「防衛省の職員の育児休業等に関する政令第1条の規定により○号俸（又は特に○円）を給する」